

公共施設の状況（令和4年4月1日現在）

※この資料は主要な施設を抜粋し一覧化したものです。

令和4年5月26日

総務部資産経営課

No.	大分類	施設名	施設延床 面積※1,2	構造 ※1,3	階数 ※1	築年数 ※1,4
1	市民文化系 施設	1 中地区コミュニティセンター	1,297 m ²	RC	3	36
2		津田コミュニティセンター	731 m ²	W	1	49
3		市毛コミュニティセンター	1,252 m ²	RC	2	40
4		前渡コミュニティセンター	1,124 m ²	RC	2	45
5		佐野コミュニティセンター	1,012 m ²	RC	2	42
6		大島コミュニティセンター	1,230 m ²	RC	2	40
7		田彦コミュニティセンター	1,303 m ²	RC	2	28
8		那珂湊コミュニティセンター	1,128 m ²	RC	2	46
9		平磯コミュニティセンター	605 m ²	RC	2	26
10		湊公園ふれあい館	793 m ²	RC/S	2/1	50
11		文化会館	8,882 m ²	SRC	3	38
12		子育て支援・多世代交流施設	3,691 m ²	RC	3	33
13	社会教育系 施設	中央図書館	1,868 m ²	RC	2	49
14		那珂湊図書館	890 m ²	RC	2	44
15		佐野図書館	1,488 m ²	RC/S	2	23
16		埋蔵文化財調査センター	1,536 m ²	RC	2	29
17	スポーツ・ レクリエー ション系施 設	総合運動公園体育館	17,067 m ²	RC/S	4	25
18		松戸体育館	4,207 m ²	RC	2	45
19		那珂湊体育館	1,874 m ²	RC	2	46
20		石川町プール	580 m ²	RC	2	59
21		武道館	660 m ²	RC	2	41
22		総合運動公園陸上競技場	3,477 m ²	RC	2	25
23		総合運動公園市民球場	11,119 m ²	RC	2	32
24		那珂湊運動公園第一野球場	526 m ²	RC	2	37
25		ホテルニュー白亜紀	5,737 m ²	RC	3	32
26	産業系施設	勤労者総合福祉センター	3,779 m ²	RC	2	32
27	学校教育系 施設	中根小学校（A棟）	2,204 m ²	RC	3	57
28		中根小学校（B棟）	636 m ²	RC	3	46
29		中根小学校（C棟）	1,150 m ²	RC	3	37
30		勝倉小学校（第1校舎）	1,398 m ²	RC	2	48
31		勝倉小学校（第2校舎）	2,501 m ²	RC	3	4
32		勝倉小学校（第3校舎）	892 m ²	RC	3	34
33		三反田小学校（1号館）	1,510 m ²	RC	2	4
34		三反田小学校（2号館）	768 m ²	RC	2	43
35		三反田小学校（3号館）	1,028 m ²	RC	2	29

公共施設の状況（令和4年4月1日現在）

※この資料は主要な施設を抜粋し一覧化したものです。

令和4年5月26日

総務部資産経営課

No.	大分類	施設名	施設延床 面積※1,2	構造 ※1,3	階数 ※1	築年数 ※1,4
36		枝川小学校（東校舎）	1,054 m ²	RC	2	55
37		枝川小学校（西校舎1）	549 m ²	RC	2	38
38		枝川小学校（西校舎2）	516 m ²	RC	2	24
39		東石川小学校（北校舎）	1,221 m ²	RC	3	56
40		東石川小学校（中校舎）	3,603 m ²	RC	3	55
41		東石川小学校（南校舎）	1,569 m ²	RC	3	54
42		市毛小学校（1号館1）	2,758 m ²	RC	3	40
43		市毛小学校（1号館2）	1,075 m ²	RC	3	37
44		市毛小学校（2号館）	2,362 m ²	RC	3	51
45		前渡小学校（南校舎1）	2,324 m ²	RC	3	60
46		前渡小学校（南校舎2）	1,503 m ²	RC	3	45
47		前渡小学校（北校舎1）	1,182 m ²	RC	3	48
48		前渡小学校（北校舎2）	655 m ²	S	2	9
49		佐野小学校（旧館1）	1,315 m ²	RC	2	55
50		佐野小学校（旧館2）	1,553 m ²	RC	3	48
51		佐野小学校（新館）	3,877 m ²	RC	3	17
52		堀口小学校（校舎）	3,218 m ²	RC	3	56
53		高野小学校（1号館）	3,538 m ²	RC	3	50
54		高野小学校（2号館）	1,151 m ²	RC	3	39
55		高野小学校（3号館）	390 m ²	S	2	21
56		田彦小学校（東棟）	3,544 m ²	RC	3	46
57		田彦小学校（西棟）	2,820 m ²	RC	3	47
58		田彦小学校（新校舎）	972 m ²	S	2	1
59		津田小学校（1号館）	1,382 m ²	RC	3	46
60		津田小学校（2号館）	1,968 m ²	RC	3	46
61		津田小学校（3号館）	2,580 m ²	RC	4	46
62		長堀小学校（A棟）	2,012 m ²	RC	2	43
63		長堀小学校（B棟）	3,261 m ²	RC	3	43
64		外野小学校（1号館1）	804 m ²	RC	3	39
65		外野小学校（1号館2）	1,228 m ²	RC	4	39
66		外野小学校（1号館3）	1,425 m ²	RC	3	39
67		外野小学校（2号館）	2,253 m ²	RC	3	39
68		那珂湊第一小学校（南校舎）	3,332 m ²	RC	3	56
69		那珂湊第一小学校（北校舎）	1,182 m ²	RC	2	54
70		那珂湊第二小学校（校舎）	2,865 m ²	RC	2	13

公共施設の状況（令和4年4月1日現在）

※この資料は主要な施設を抜粋し一覧化したものです。

令和4年5月26日

総務部資産経営課

No.	大分類	施設名	施設延床 面積※1,2	構造 ※1,3	階数 ※1	築年数 ※1,4
71		那珂湊第三小学校（管理及び普通教室棟）	4,351 m ²	RC	3	4
72		那珂湊第三小学校（特別教室棟）	449 m ²	S	1	22
73		那珂湊第三小学校（普通特別教室棟）	710 m ²	S	2	14
74		勝田第一中学校（本館）	3,843 m ²	RC	3	56
75		勝田第一中学校（北校舎）	584 m ²	RC	3	64
76		勝田第一中学校（東校舎）	1,227 m ²	RC	3	38
77		勝田第一中学校（特別教室棟1）	1,175 m ²	RC	3	41
78		勝田第一中学校（特別教室棟2）	660 m ²	S	2	7
79		勝田第一中学校（特別教室棟3）	112 m ²	RC	1	64
80		勝田第二中学校（1号館）	2,905 m ²	RC	3	43
81		勝田第二中学校（2号館）	2,462 m ²	RC	3	53
82		勝田第二中学校（3号館）	1,450 m ²	RC	3	4
83		勝田第二中学校（4号館）	1,027 m ²	RC	3	52
84		勝田第三中学校（本館1）	2,017 m ²	RC	3	56
85		勝田第三中学校（本館2）	1,390 m ²	RC	4	41
86		勝田第三中学校（東校舎）	2,099 m ²	RC	3	44
87		佐野中学校（A棟）	3,168 m ²	RC	3	49
88		佐野中学校（B棟）	2,068 m ²	RC	3	50
89		佐野中学校（C棟）	1,074 m ²	RC	3	36
90		佐野中学校（新館）	1,122 m ²	S	2	15
91		大島中学校（1号館）	2,330 m ²	RC	2	39
92		大島中学校（3号館）	877 m ²	RC	2	52
93		大島中学校（4号館西）	1,353 m ²	RC	3	46
94		大島中学校（4号館東）	1,335 m ²	RC	3	43
95		田彦中学校（校舎）	6,833 m ²	RC	3	30
96		那珂湊中学校（校舎）	6,352 m ²	RC	3	8
97		美乃浜学園（校舎）	10,566 m ²	RC	2	1
98		旧平磯小学校（A棟）	1,101 m ²	S	2	10
99		旧平磯小学校（B棟）	1,769 m ²	RC	2	62
100		旧磯崎小学校（校舎）	1,730 m ²	S	2	10
101		旧阿字ヶ浦小学校（北校舎）	1,417 m ²	RC	2	66
102		旧阿字ヶ浦小学校（南校舎）	371 m ²	RC	2	59
103		旧平磯中学校（第一校舎）	1,614 m ²	RC	2	68
104		旧平磯中学校（第二校舎）	1,307 m ²	RC	2	57
105		旧阿字ヶ浦中学校（校舎）	1,247 m ²	RC	2	54

公共施設の状況（令和4年4月1日現在）

※この資料は主要な施設を抜粋し一覧化したものです。

令和4年5月26日

総務部資産経営課

No.	大分類	施設名	施設延床 面積※1,2	構造 ※1,3	階数 ※1	築年数 ※1,4
106		教育研究所	569 m ²	RC	3	62
107	就学前教育	佐野幼稚園（園舎1）	317 m ²	S	1	52
108	保育施設	佐野幼稚園（園舎2）	270 m ²	S	1	52
109		佐野幼稚園（園舎3）	128 m ²	S	1	21
110		佐野幼稚園（園舎4）	80 m ²	S	1	21
111		東石川幼稚園（園舎）	662 m ²	S	2	46
112		那珂湊第一幼稚園（園舎）	778 m ²	RC	1	31
113		那珂湊第三幼稚園（園舎）	333 m ²	S	1	50
114		那珂湊第三幼稚園（園舎）	136 m ²	S	1	1
115		旧勝倉幼稚園（園舎）	561 m ²	RC	1	52
116		旧市毛幼稚園（園舎）	530 m ²	S	1	55
117		旧那珂湊第二幼稚園（園舎）	328 m ²	W	1	64
118		旧平磯幼稚園（園舎）	272 m ²	RC	1	52
119		旧磯崎幼稚園（園舎）	281 m ²	W	1	62
120		東石川保育所（園舎）	1,210 m ²	S	2	1
121		つだ保育所（園舎）	1,227 m ²	W	1	18
122		那珂湊第一保育所（園舎）	778 m ²	RC	1	23
123		那珂湊第二保育所（園舎）	788 m ²	RC	1	52
124		高野いろは保育所（園舎）	318 m ²	W	1	49
125		高野いろは保育所（園舎）	171 m ²	S	1	24
126		高野いろは保育所（園舎）	149 m ²	S	1	49
127	保健・福祉	生涯保健センター	3,734 m ²	RC	3	32
128	施設	那珂湊保健相談センター	1,304 m ²	RC	2	35
129		総合福祉センター	4,291 m ²	RC	3	36
130		心身障害者福祉センター	826 m ²	RC	2	29
131		心身障害児療育訓練センター	236 m ²	W	1	17
132		那珂湊総合福祉センター	4,001 m ²	RC	2	27
133		金上ふれあいセンター	2,275 m ²	RC	2	23
134		老人福祉センター高場荘	1,347 m ²	RC	2	30
135		老人福祉センター馬渡荘（本館）	598 m ²	RC	1	51
136		老人福祉センター馬渡荘（別館）	152 m ²	RC	1	44
137		津田老人いこいの家	302 m ²	W	1	34
138	行政系施設	ひたちなか市役所（行政棟）	4,815 m ²	RC	3	52
139		ひたちなか市役所（議事堂棟）	1,753 m ²	RC	2	52
140		ひたちなか市役所（厚生棟）	356 m ²	RC	2	52

公共施設の状況（令和4年4月1日現在）

※この資料は主要な施設を抜粋し一覧化したものです。

令和4年5月26日

総務部資産経営課

No.	大分類	施設名	施設延床 面積※1,2	構造 ※1,3	階数 ※1	築年数 ※1,4
141		ひたちなか市役所（企業合同庁舎）	2,417 m ²	RC	5	39
142		ひたちなか市役所（第1分庁舎）	999 m ²	RC	3	39
143		ひたちなか市役所（第2分庁舎）	1,194 m ²	S	3	27
144		ひたちなか市役所（第3分庁舎）	2,728 m ²	S	3	8
145		那珂湊支所	1,650 m ²	S	2	4
146	公営住宅	市毛第1アパート	3,175 m ²	RC	3	39
147		市毛第2アパート	1,791 m ²	RC	3	37
148		鹿島台アパート	4,246 m ²	RC	1	55
149		大成アパート	1,394 m ²	RC	3	43
150		高場第1アパート	4,792 m ²	RC	4	29
151		高場第2アパート	3,189 m ²	RC	3	34
152		西大島アパート	1,919 m ²	RC	4	32
153		東大島アパート	2,495 m ²	RC	3	36
154		東中根アパートF	1,743 m ²	RC	3	45
155		東中根アパートG	1,045 m ²	RC	3	44
156		深谷津第1アパート	2,848 m ²	RC	4	33
157		深谷津第2アパート	2,868 m ²	RC	3	29
158		松戸アパート	3,343 m ²	RC	4,3	35
159		向野アパート	3,587 m ²	RC	4,3	42
160		薬師台アパート	6,694 m ²	RC	4~2	59
161		弥生アパート	11,875 m ²	RC	4,2	57
162		磯合住宅	838 m ²	RC	1	54
163		第1田宮原住宅	16,258 m ²	RC	4	49
164		第2田宮原住宅	1,576 m ²	RC	3	27
165		第1ひばりヶ丘住宅	3,617 m ²	RC	3	18
166		第2ひばりヶ丘住宅	1,818 m ²	RC	2	53
167		遠原台住宅	1,054 m ²	W/RC	1	58
168		東塚原住宅	3,253 m ²	RC	4,3	51
169		平磯住宅	5,076 m ²	RC	4	34

《注釈》

※1：「施設延床面積」、「構造」、「階数」、「築年数」は外形や構造、築年数等を踏まえ、複数建物を合算・併記しています。

※2：「施設延床面積」は小数点以下切り捨て表記となっています。

※3：「構造」はそれぞれ SRC=鉄骨鉄筋コンクリート造、RC=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造となっています。

※4：「築年数」は建築からの経過年数について、令和4年度中に迎える年数を表しています。

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（土地利用規制法）の廃止を求める意見書提出」を求める請願書

紹介議員 大久保清美



「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（土地利用規制法）の廃止を求める意見書提出」を求める請願

【請願趣旨】

昨年6月の通常国会において「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下、土地利用規制法）が可決、成立し、今年9月の全面施行に向けて政省令の準備が進められています。この法律は、政府が安全保障上重要とする施設などの周辺と国境離島等に暮らす全住民を監視対象にし、土地・建物の利用を中止させることを可能にするものです。

規制の対象となる「重要施設」とは、法律によると、①自衛隊・米軍基地、②海上保安庁施設（港、灯台など）、③「生活関連施設」だと定義されています。「生活関連施設」について、政府は原発や軍民共用空港だといいますが、条文上の限定はありません。法の検討過程では、「国民保護法に規定される『生活関連等施設』が参考になる」と議論されており、発電所や水道施設、1日10万人以上が利用する駅、放送局や港湾、空港、河川管理施設などの指定が想定されますが、今後内閣が制定する「政令」で定めるとしています。

そして、これらの「重要施設」の周囲約1キロメートルと国境離島等を「注視区域」に指定し、その区域内の土地・建物の所有者や賃借人などすべての住民を調査することができます。その結果、「重要施設」や国境離島等の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」があれば、利用中止の勧告・命令を行うことができます。さらに、「注視区域」のうち特に重要とみなすものは「特別注視区域」に指定し、その区域内の一定面積以上の土地・建物の売買に事前に届出を義務付けるというものです。命令に違反すれば、「2年以下の懲役若しくは2百万円以下の罰金」が科せられ、人権侵害の可能性も否定できません。

この法律の重大な問題は、どこで誰をどのように調査・規制するのかという核心部分をすべて政府に白紙委任していることです。「注視区域」や「特別注視区域」をどういう基準で指定するのか、「重要施設」や国境離島等の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」をどう判断するのか、住民にどのような調査・規制を行うのか具体的なことはまったく書かれておらず、政府の裁量任せとなっています。

このことにより、調査の範囲が住民の職歴や思想信条、家族・交友関係にまで広がる恐れがあり、本市を含めた地方自治体には、情報提供や住民監視の調査活動が求められることになりかねません。基本的人権の尊重、地方自治の本旨にも反するもので、断じて許されることではありません。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記請願項目について、意見書を政府関係機関に提出することを求めます。

【請願項目】 土地利用規制法の廃止を求める意見書を提出すること

2022年5月24日

請願者 水戸市見川5丁目127-281

茨城県平和委員会事務局長 篠原 睦美

ひたちなか市馬渡2525-304

ひたちなか平和の会会長 人見忠男



ひたちなか市議会議長 大谷隆殿

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（土地利用規制法）の廃止を求める意見書（案）

昨年6月の通常国会において「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下、土地利用規制法）が可決、成立し、今年9月の全面施行に向けて政省令の準備が進められています。この法律は、政府が安全保障上重要とする施設などの周辺と国境離島等に暮らす全住民を監視対象にし、土地・建物の利用を中止させることを可能にするものです。

規制の対象となる「重要施設」とは、法律によると、①自衛隊・米軍基地、②海上保安庁施設（港、灯台など）、③「生活関連施設」だと定義されています。「生活関連施設」について、政府は原発や軍民共用空港だといいますが、条文上の限定はありません。法の検討過程では、「国民保護法に規定される『生活関連等施設』が参考になる」と議論されており、発電所や水道施設、1日10万人以上が利用する駅、放送局や港湾、空港、河川管理施設などの指定が想定されますが、今後内閣が制定する「政令」で定めるとしています。

そして、これらの「重要施設」の周囲約1キロメートルと国境離島等を「注視区域」に指定し、その区域内の土地・建物の所有者や賃借人などすべての住民を調査することができます。その結果、「重要施設」や国境離島等の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」があれば、利用中止の勧告・命令を行うことができます。さらに、「注視区域」のうち特に重要とみなすものは「特別注視区域」に指定し、その区域内の一定面積以上の土地・建物の売買に事前に届出を義務付けるというものです。命令に違反すれば、「2年以下の懲役若しくは2百万円以下の罰金」が科せられ、人権侵害の可能性も否定できません。

この法律の重大な問題は、どこで誰をどのように調査・規制するのかという核心部分をすべて政府に白紙委任していることです。「注視区域」や「特別注視区域」をどういう基準で指定するのか、「重要施設」や国境離島等の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」をどう判断するのか、住民にどのような調査・規制を行うのか具体的なことはまったく書かれておらず、政府の裁量任せとなっています。

このことにより、調査の範囲が住民の職歴や思想信条、家族・交友関係にまで広がる恐れがあり、本市を含めた地方自治体には、情報提供や住民監視の調査活動が求められることになりかねません。基本的人権の尊重、地方自治の本旨にも反するもので、断じて許されることではありません。よって、下記について要請します。

記

1. 土地利用規制法を廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

ひたちなか市議会

【提出先】 内閣総理大臣 防衛大臣 衆議院議長 参議院議長

令和4年6月15日

ひたちなか市議会

議長 大谷 隆 殿

総務生活委員会

委員長 鈴木 道 生

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 企画行政について
- (2) 行財政改革について
- (3) 税務行政について
- (4) 市民生活行政について